



「あなたの家に住宅用火災警報器はついていますか？」

消防法および火災予防条例が改正され、住宅およびアパート等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。（平成23年5月31日までに設置しなければなりません。）

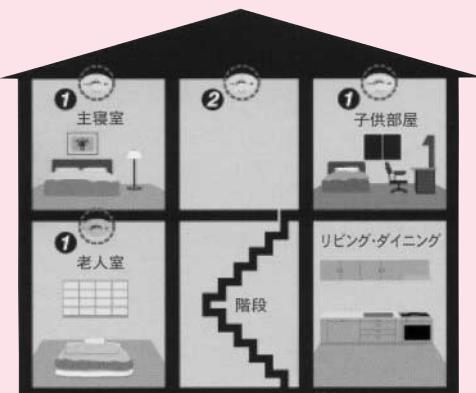
どうして住宅用火災警報器の設置が義務化されたの？

近年、住宅火災で死に至った原因の約6割は「逃げ遅れ」となっています。また、住宅用火災警報器等の設置により、死者数は3分の1程度に減少しています。

この現状を受け、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が消防法等により義務付けられました。

1

設置する部屋



① 寝室

普段の就寝に使われる部屋に設置します。子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象となります。

② 階段

寝室がある階（屋外に避難できる出口がある階を除く）の階段最上部に設置します。

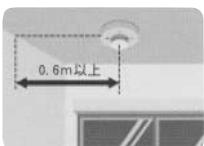
◎その他の条件により廊下等に設置が義務付けられる場合があります。

◎台所には設置義務はありませんが、設置されることを推奨いたします。

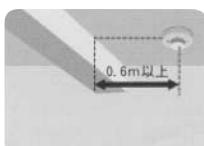
2

取付位置

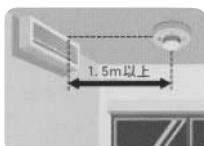
●天井に設置する場合



警報器の中心を壁から0.6m以上離して取り付けます。

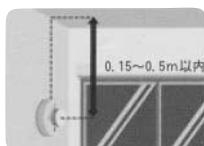


梁などがある場合は、梁から0.6m以上離して取り付けます。



エアコンなどの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。

●壁に設置する場合



警報器の中心が天井から0.15～0.5m以内の位置に取り付けます。

3

補助の内容

- 町からの補助金は、1世帯5千円を上限とし、1台設置できます。
- 指定登録店（住宅用火災警報器指定登録店一覧表参照）が設置した住宅用火災警報器が補助対象となります。

4

住宅用火災警報器の設置手順

- 指定登録店に直接注文してください。
- 指定登録店が、お宅まで設置に伺います。
- 指定登録店が補助金の手続きを代行します。
※設置に関することは指定登録店までお問い合わせください。

補助金の対象となる住宅用火災警報器は、平成22年3月31日までに設置したものです。